

四半期報告書

第103期 第3四半期

〔自 平成20年10月1日〕
〔至 平成20年12月31日〕

花王株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E00883)

目次

頁

表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 生産、受注及び販売の状況	4
2. 経営上の重要な契約等	5
3. 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
2. 株価の推移	28
3. 役員の状況	28
第5 経理の状況	29
1. 四半期連結財務諸表	30
2. その他	43
第二部 提出会社の保証会社等の情報	44

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第103期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 尾崎 元規
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 当第3四半期 連結累計期間	第103期 当第3四半期 連結会計期間	第102期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高（百万円）	1,004,106	346,200	1,318,513
経常利益（百万円）	90,799	35,735	114,223
四半期（当期）純利益（百万円）	54,209	21,817	66,561
純資産額（百万円）	—	582,866	584,709
総資産額（百万円）	—	1,202,881	1,232,601
1株当たり純資産額（円）	—	1,067.66	1,070.67
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	101.12	40.70	122.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	101.08	40.69	122.41
自己資本比率（％）	—	47.6	46.6
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	83,260	—	180,322
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△33,426	—	△52,389
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△49,300	—	△101,822
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	105,287	112,636
従業員数（人）	—	33,797	32,900

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	33,797 （4,761）
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は、臨時従業員数の当第3四半期連結会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	5,874
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) (百万円)
ビューティケア事業	111,234
ヒューマンヘルスケア事業	44,756
ファブリック&ホームケア事業	74,534
コンシューマープロダクツ事業 計	230,525
ケミカル事業	67,842
小 計	298,367
消 去	△11,383
合 計	286,984

(注) 1. 金額は売価換算値で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 連結会社間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) (百万円)
ビューティケア事業	113,903
ヒューマンヘルスケア事業	48,898
ファブリック&ホームケア事業	72,329
日本計	235,131
アジア	21,900
欧 米	33,693
内部売上消去等	△3,794
コンシューマープロダクツ事業 計	286,931
日 本	34,160
アジア	22,253
欧 米	27,224
内部売上消去等	△13,194
ケミカル事業 計	70,443
小 計	357,375
消 去	△11,174
連結売上高	346,200

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）の経済環境は、原油価格や農産物などの価格が上昇局面から一転して下落する状況になるなどの変化が起き、米国の金融危機に端を築いた世界経済の悪化により一層厳しい状況になりました。

このような状況の下、当社グループは、高付加価値商品の上市、販売価格の改定やコストダウン活動、費用の削減などに注力しました。

売上高は、アジアのコンシューマープロダクツ事業やケミカル事業が伸長した一方で、昨年秋以降に国内市場で減速感が顕在化してきたことや欧米のコンシューマープロダクツ事業が苦戦したことなどにより、前年同期より0.2%増の346,200百万円（為替変動の影響を除く実質+1.8%）となりました。

利益面では、販売価格の改定、コストダウン活動やマーケティング費用の選択と集中などに積極的に取り組んだものの、天然油脂や石油化学原料を中心とした原材料価格が前年同期より上昇した影響が大きく、営業利益は36,593百万円（対前年同期Δ3,979百万円）、経常利益は35,735百万円（対前年同期Δ4,757百万円）、四半期純利益は21,817百万円（対前年同期Δ2,562百万円）となりました。

買入に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、46,114百万円（売上高比率：13.3%）でした。

当第3四半期連結会計期間の海外連結子会社等の財務諸表項目（収益及び費用）の主な為替換算レートは、107.02円/米ドル、159.47円/ユーロでした。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前年同期に対して0.4%減の286,931百万円（為替変動の影響を除く実質+1.0%）となりました。

国内市場は、景気の悪化を受けた消費者心理の冷え込みがありました。トイレタリー市場は、主要カテゴリーの消費者購入価格がほぼ前年同期並みで推移したものの、金額規模では第2四半期連結会計期間までの横ばいから、当第3四半期連結会計期間に入ると1%ほど縮小しました。また、化粧品市場においても2%ほど金額規模で縮小しました。

国内の売上高は、0.4%増の235,131百万円となりました。生活者の変化に対応した新製品の上市や、提案型営業力及び店頭展開活動の強化などに取り組んだ結果、当社グループのトイレタリー製品のシェアは引き続き前年同期を上回ることが出来ました。

アジアでは、現地流通との共同取り組みや日本との一体運営を推進している効果などによって、売上高は1.4%増の21,900百万円（為替変動の影響を除く実質+9.7%）と好調に推移しました。

欧米では、景気の悪化を受けた市場の冷え込みと市場競争の激化による影響を受け、売上高は7.3%減の33,693百万円（為替変動の影響を除く実質Δ1.1%）となりました。

営業利益は、天然油脂や石油化学原料を中心とした原材料価格上昇の影響を受けたことなどで、前年同期を2,638百万円下回る30,962百万円となりました。

[ビューティケア事業]

売上高は、前年同期に対して0.5%増の154,004百万円（為替変動の影響を除く実質+2.3%）となりました。

国内の売上高は、2.9%増の113,903百万円となりました。プレステージ化粧品の売り上げは、増加しました。市場を活性化させるため、カネボウ化粧品は「コフレドール」や「デュウ スペリア」のアイテム追加など、メガブランド化に向けた積極的な展開を行い、また花王ソフィーナも「オーブ クチュール」を新発売するなどブランド強化に取り組みました。プレミアムスキンケア製品では、「キュレル」が好調に推移したこともあり、売り上げは堅調に推移しました。プレミアムヘアケア製品の売り上げは、ヘアカラーで「ブローネ 泡カラー」が好調に推移しましたが、一昨年春に投入した新ブランドの効果が一巡したことなどもあり、前年同期を下回りました。

アジアでは、「ビオレ」が中国やインドネシアなどを中心に品揃えを充実させたことなどにより順調に推移したことや、新しく汎アジアブランドとして育成しているプレミアムヘアケア製品「アジェンス」は中国とタイにて順調に推移し、売り上げは伸長しました。また、中国でのプレステージ化粧品は、カウンセリング活動の質的向上などによりブランド力を高めることに注力しました。

欧米の売り上げは、景気悪化による消費者心理の冷え込みと厳しい競争環境の影響を受けたことに加え、為替変動により減少しましたが、プレミアムヘアケア製品の「ジョン・フリーダ」、「グール」は、欧州市場において堅調に推移しました。

営業利益は、欧米で売り上げが減少したものの、花王ブランド社（旧アンドリュー・ジャージェンズ社）買収時に発生したのれん、及び「キュレル」商標権に係る減価償却が終了したことなどにより、前年同期を1,879百万円上回る9,654百万円となりました。上記以外に残存する買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、19,113百万円（売上高比率：12.4%）でした。

[ヒューマンヘルスケア事業]

売上高は、前年同期に対して2.5%減の53,355百万円（為替変動の影響を除く実質Δ1.7%）となりました。

国内の売上高は、3.2%減の48,898百万円となりました。フード&ビバレッジ製品では、市場競争の激化により売り上げは減少しましたが、健康管理に対する意識が高まってきており、下げ止まりつつあります。サニタリー製品では、生理用品「ロリエ」や、通気性を大幅に改良したベビー用紙おむつ「メリーズ」などの売り上げは堅調に推移しました。パーソナルヘルス製品では、男性化粧品「サクセス」の貢献がありましたが、入浴剤や歯みがき・歯ブラシで伸び悩み、売り上げは前年同期を下回りました。

アジアでは、「ロリエ」が中国やインドネシアで好調に推移したことにより、売り上げを伸ばしました。

営業利益は、原材料価格上昇の影響を受けて、前年同期を962百万円下回る5,472百万円となりました。

[ファブリック&ホームケア事業]

売上高は、前年同期に対して0.8%減の79,570百万円（為替変動の影響を除く実質+0.3%）となりました。

国内の売上高は、0.9%減の72,329百万円となりました。ファブリックケア製品では、贈答品市場の縮小などの影響を受け、売り上げは前年同期を下回りました。ホームケア製品では、食器用洗剤「キュキュット」の新製品発売効果などがありましたが、消費者の節約意識も高く、売り上げは横ばいに推移しました。

アジアでは、「アタック」、「マジックリン」ブランドの強化により、売り上げは伸長しました。特に、タイ、インドネシアで衣料用洗剤「アタック イージー」が好調に推移しました。

営業利益は、新製品・改良品の上市やマーケティング投資の効率化に取り組みましたが、原材料価格上昇の影響を大きく受け、前年同期を3,556百万円下回る15,835百万円となりました。

ケミカル事業

売上高は、前年同期に対して3.2%増の70,443百万円（為替変動の影響を除く実質+5.9%）となりました。

国内の売上高は、4.0%減の34,160百万円となりました。油脂製品と機能材料製品では、一昨年から進めている原料価格動向に対応した販売価格の改定に取り組み、スペシャルティケミカルズ製品では、さらなる高付加価値化と販売数量増に努めましたが、電子部品用洗浄剤は対象業界の急速な冷え込みの影響を受けました。

アジアでは、売上高は9.0%増の22,253百万円（為替変動の影響を除く実質+17.1%）となりました。主要製品である油脂アルコールでは、原料価格動向に対応した販売価格の改定に注力しました。

欧米では、売上高は12.5%増の27,224百万円（為替変動の影響を除く実質+16.6%）となりました。三級アミンやトナーバインダーが好調に推移しました。

営業利益は、原料価格上昇や国内の売り上げ減少などにより、前年同期を1,157百万円下回る5,653百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(イ) 日本

国内の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して0.4%減の259,735百万円となりました。景気の悪化から消費者心理が冷え込みましたが、高付加価値商品の投入や販売力の強化を行いました。また原材料価格動向に対応した販売価格の改定などに取り組みました。営業利益は、これらの諸施策に加えコストダウン活動にも取り組みましたが、原材料価格上昇の影響を大きく受け、前年同期を1,544百万円下回る33,482百万円となりました。

(ロ) アジア

アジア地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して5.3%増の43,581百万円（為替換算の影響を除く実質+13.6%）となりました。コンシューマープロダクツ事業では現地流通との共同取り組みや日本との一体運営の推進などの効果が現れ、ケミカル事業では原料価格動向に対応した販売価格の改定に注力しました。営業利益は、原材料価格上昇の影響が大きく、前年同期を686百万円下回る804百万円となりました。

(ハ) 米州

米州地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して2.0%増の25,994百万円（為替換算の影響を除く実質+10.2%）となりました。しかしながら、コンシューマープロダクツ事業では、米国経済の悪化による影響もあり厳しい市場競争が続きました。営業利益は、新製品の投入などによる市場の活性化に取り組みましたが、前年同期を340百万円下回る912百万円となりました。

(ニ) 欧州

欧州地域の会社の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて、前年同期に対して1.7%減の37,130百万円（為替換算の影響を除く実質+1.5%）となりました。営業利益は、原料高の影響を受け、前年同期を1,040百万円下回る1,593百万円となりました。

(2) 資産、負債及び資本の状況

総資産は、1,202,881百万円となり、前連結会計年度末に比べ29,720百万円減少しました。主な増加要因は、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日による影響を受けた受取手形及び売掛金21,253百万円であり、主な減少要因は、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産34,361百万円や、投資その他の資産7,469百万円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ27,877百万円減少し、620,014百万円となりました。主な増加要因は、原材料購入価格上昇や金融機関の休業日などの影響を受けた支払手形及び買掛金13,134百万円であり、主な減少要因は、長期借入金の一部返済などによる22,208百万円、及び法人税等の支払いによる未払法人税等の減少19,510百万円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,842百万円減少し、582,866百万円となりました。主な増加要因は、当第3四半期連結累計期間純利益54,209百万円であり、主な減少要因は、剰余金の配当金の支払い29,484百万円及び円高による為替換算調整勘定（海外連結子会社等の純資産の為替換算に係るもの）の変動24,331百万円によるものです。なお、平成20年9月において930万株の自己株式の消却を行いました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の46.6%から47.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ9,507百万円減少し、105,287百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、19,309百万円となりました。主な増加項目は、税金等調整前四半期純利益が35,601百万円、減価償却費が22,186百万円、仕入債務の増加が12,612百万円、一方で主な減少項目は、法人税等の支払いが18,977百万円、売上債権の増加が33,735百万円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用された資金は、10,671百万円となりました。主な項目は、有形固定資産の取得が7,581百万円、及び無形固定資産の取得が1,383百万円です。

営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、8,637百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に使用された資金は、14,969百万円となりました。主な項目は、配当金の支払い13,722百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は、11,379百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結会計期間の業績は、売り上げは横ばいに推移したものの、利益面では原材料価格の上昇の影響を受けて減少するなど、厳しい結果となりました。

また足元の状況は、米国から始まった金融危機が世界経済を悪化させており、先行きの不透明感から消費者心理を一層冷え込ませています。一方、ここ数年上昇を続けた天然油脂や原油などの国際相場は、景気悪化の影響などにより大幅に下落していますが、この下落が当社グループの業績に本格的に反映されるのは翌年度以降になると見込んでいます。

このような環境の中、当社グループでは従来以上に消費者や顧客先で起きている変化を捉え、付加価値の高い新製品・改良品の上市に取り組み、ブランド価値の強化を図ってまいります。また、消費者や流通の変化に対応した企画を提案し、商品の店頭展開に結び付けるなど、販売店との共同取組をさらに強化してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

平成20年12月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	540,143,701	540,143,701	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は1,000株であ ります。
計	540,143,701	540,143,701	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	187
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	187,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,955
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,955 資本組入額 1,478
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

平成15年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	225
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,372
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,372 資本組入額 1,186
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	724
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	724,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,695
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695 資本組入額 1,348
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	926
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	926,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,685
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,685 資本組入額 1,343
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

3. 上記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)3.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,211
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 3,211 資本組入額 1,606
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 2	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

3. 上記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 3. に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,446
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成26年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 3,446 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 2	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

3. 上記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 3. に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	447
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	447,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,100
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月1日 至 平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 3,100 資本組入額 1,550
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 内容は、上記(1)株式の総数等 ②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。

2. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	540,143	—	85,424	—	108,888

- (5) 【大株主の状況】
当第3四半期会計期間において、大株主の異動について記載すべき事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 3,573,000	—	普通株式の内容は、上記（1）株式の総数等②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他） （注）	普通株式 531,536,000	531,530	同上
単元未満株式	普通株式 5,034,701	—	同上
発行済株式総数	540,143,701	—	—
総株主の議決権	—	531,530	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれておりますが、「議決権の数」の欄には同機構名義の議決権6個は含まれておりません。

②【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	3,573,000	—	3,573,000	0.66
計	—	3,573,000	—	3,573,000	0.66

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	3,140	2,920	2,940	2,820	3,100	3,250	3,060	3,010	2,925
最低（円）	2,780	2,725	2,700	2,515	2,785	2,770	2,195	2,530	2,540

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,531	53,785
受取手形及び売掛金	175,455	154,201
有価証券	52,450	54,959
商品及び製品	89,939	83,778
仕掛品	16,497	15,459
原材料及び貯蔵品	24,264	26,350
その他	52,843	49,425
貸倒引当金	1,822	2,394
流動資産合計	460,158	435,566
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,111,183	1,119,875
減価償却累計額	841,868	838,127
有形固定資産合計	269,314	281,747
無形固定資産		
のれん	219,347	238,500
商標権	112,910	127,328
その他	34,467	35,258
無形固定資産合計	366,725	401,087
投資その他の資産		
投資その他の資産	106,831	114,308
貸倒引当金	149	156
投資その他の資産合計	106,682	114,151
固定資産合計	742,722	796,986
繰延資産	-	48
資産合計	1,202,881	1,232,601
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	122,708	109,574
短期借入金	21,141	21,828
1年内返済予定の長期借入金	22,043	22,049
未払法人税等	9,833	29,344
その他	137,040	141,175
流動負債合計	312,768	323,971
固定負債		
社債	99,996	99,996
長期借入金	148,248	169,764
退職給付引当金	33,961	32,041
その他	25,039	22,117
固定負債合計	307,245	323,920
負債合計	620,014	647,891

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	421,562	426,206
自己株式	11,081	39,161
株主資本合計	605,466	582,030
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,041	3,394
繰延ヘッジ損益	123	-
為替換算調整勘定	35,718	11,386
その他の評価・換算差額等	¹ 633	-
評価・換算差額等合計	33,187	7,992
新株予約権	865	598
少数株主持分	9,721	10,072
純資産合計	582,866	584,709
負債純資産合計	1,202,881	1,232,601

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	1,004,106
売上原価	438,344
売上総利益	565,762
販売費及び一般管理費	1 474,348
営業利益	91,413
営業外収益	
受取利息	1,928
受取配当金	178
持分法による投資利益	831
その他	2,536
営業外収益合計	5,475
営業外費用	
支払利息	4,448
為替差損	977
その他	663
営業外費用合計	6,089
経常利益	90,799
特別利益	
固定資産売却益	274
貸倒引当金戻入額	209
事業譲渡益	495
その他	69
特別利益合計	1,049
特別損失	
固定資産除売却損	1,354
減損損失	564
その他	566
特別損失合計	2,485
税金等調整前四半期純利益	89,363
法人税、住民税及び事業税	30,028
法人税等調整額	4,079
法人税等合計	34,107
少数株主利益	1,045
四半期純利益	54,209

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	346,200
売上原価	152,022
売上総利益	194,177
販売費及び一般管理費	¹ 157,584
営業利益	36,593
営業外収益	
受取利息	654
受取配当金	64
持分法による投資利益	79
その他	598
営業外収益合計	1,396
営業外費用	
支払利息	1,349
為替差損	681
その他	224
営業外費用合計	2,254
経常利益	35,735
特別利益	
固定資産売却益	228
事業譲渡益	495
その他	7
特別利益合計	731
特別損失	
固定資産除売却損	610
減損損失	2
その他	251
特別損失合計	865
税金等調整前四半期純利益	35,601
法人税、住民税及び事業税	8,556
法人税等調整額	4,832
法人税等合計	13,388
少数株主利益	395
四半期純利益	21,817

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	89,363
減価償却費	65,539
減損損失	564
受取利息及び受取配当金	2,106
支払利息	4,448
為替差損益(は益)	57
持分法による投資損益(は益)	831
固定資産除売却損益(は益)	1,079
売上債権の増減額(は増加)	40,887
たな卸資産の増減額(は増加)	10,397
仕入債務の増減額(は減少)	20,773
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,930
その他	5,902
小計	135,319
利息及び配当金の受取額	2,218
利息の支払額	4,220
法人税等の支払額	50,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	83,260
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	26,370
無形固定資産の取得による支出	5,138
長期前払費用の取得による支出	3,870
短期貸付金の増減額(は増加)	58
長期貸付けによる支出	2,814
その他	4,824
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,426
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,751
長期借入れによる収入	759
長期借入金の返済による支出	22,179
自己株式の取得による支出	1,166
配当金の支払額	28,210
少数株主への配当金の支払額	224
その他	30
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,300
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,871
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,338
現金及び現金同等物の期首残高	112,636
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	338
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	349
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 105,287

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 (新規) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1四半期連結会計期間において重要性が増したことにより連結子会社に含めた1社 Molton Brown Australia Pty Ltd ・ 第1四半期連結会計期間において関連会社から子会社になったことにより持分法適用関連会社から連結子会社に含めた1社 Kao Health & Nutrition LLC (第2四半期連結会計期間において、ADM Kao LLCの社名変更を行っております。) (除外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1四半期連結会計期間において株式譲渡により除外した1社 中山花王化学有限公司 ・ 第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外した1社 Kao Finance Netherlands B.V. ・ 当第3四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外した1社 上海嘉娜宝化粧品貿易有限公司 (2) 変更後の連結子会社の数 101社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用非連結子会社 <ul style="list-style-type: none"> ① 持分法適用非連結子会社の変更 (新規) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2四半期連結会計期間において新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めた1社 ヘルスケア・コミッティ(株) ② 変更後の持分法適用非連結子会社数 13社 (2) 持分法適用関連会社 <ul style="list-style-type: none"> ① 持分法適用関連会社の変更 (除外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1四半期連結会計期間において関連会社から子会社になったことにより持分法適用関連会社から連結子会社に含めた1社 Kao Health & Nutrition LLC (第2四半期連結会計期間において、ADM Kao LLCの社名変更を行っております。) ② 変更後の持分法適用関連会社の数 8社

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更</p>	<p>従来、決算日が12月31日であった(株)カネボウ化粧品及びその国内子会社7社については、決算日を3月31日に変更しております。この変更により、当第3四半期連結累計期間は、平成20年4月1日から平成20年12月31日までの9ヶ月間を連結しております。なお、平成20年1月1日から平成20年3月31日までの3ヶ月間の損益については利益剰余金に計上するとともに、キャッシュ・フローについては現金及び現金同等物の期首残高の修正項目として計上しております。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1)「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 たな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(3)「リース取引に関する会計基準」等の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これに伴う、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法を主としております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>※1. その他の評価・換算差額等 米国子会社における退職給付債務の未認識数理計算上の差異等であります。</p>	<p>※1. _____</p>												
<p>2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">1,789百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">412</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">2,201</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	1,789百万円	従業員等	412	計	2,201	<p>2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">2,206百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">478</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">2,685</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	2,206百万円	従業員等	478	計	2,685
European Distribution Service GmbH	1,789百万円												
従業員等	412												
計	2,201												
European Distribution Service GmbH	2,206百万円												
従業員等	478												
計	2,685												

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)										
<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造及び発送費</td> <td style="text-align: right;">58,063百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">71,027</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">51,666</td> </tr> <tr> <td>給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">97,025</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">34,403</td> </tr> </table>	荷造及び発送費	58,063百万円	広告宣伝費	71,027	販売促進費	51,666	給料手当及び賞与	97,025	研究開発費	34,403
荷造及び発送費	58,063百万円									
広告宣伝費	71,027									
販売促進費	51,666									
給料手当及び賞与	97,025									
研究開発費	34,403									

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)										
<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">荷造及び発送費</td> <td style="text-align: right;">20,076百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">23,659</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">15,920</td> </tr> <tr> <td>給料手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">32,120</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">11,379</td> </tr> </table>	荷造及び発送費	20,076百万円	広告宣伝費	23,659	販売促進費	15,920	給料手当及び賞与	32,120	研究開発費	11,379
荷造及び発送費	20,076百万円									
広告宣伝費	23,659									
販売促進費	15,920									
給料手当及び賞与	32,120									
研究開発費	11,379									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間 末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係(平成20年12月31日現 在)	
現金及び預金勘定	50,531百万円
有価証券勘定	52,450
金銭の信託 (流動資産その他)	3,000
預入期間が3か月を超える 定期預金	△695
現金及び現金同等物	<u>105,287</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 540,143千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,132千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 865百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 第102期定時株主総会	普通株式	14,475	27	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	15,008	28	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成20年6月27日開催の第102期定時株主総会については、14,491百万円であり、平成20年10月27日開催の取締役会については、15,023百万円であります。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年9月10日付で自己株式の消却を実施いたしました。これにより、第2四半期連結会計期間において利益剰余金が28,402百万円減少し、自己株式が同額減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	154,004	53,355	79,570	286,931	59,269	346,200	—	346,200
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	11,174	11,174	(11,174)	—
計	154,004	53,355	79,570	286,931	70,443	357,375	(11,174)	346,200
営業費用	144,350	47,883	63,735	255,969	64,790	320,759	(11,152)	309,606
営業利益	9,654	5,472	15,835	30,962	5,653	36,616	(22)	36,593

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	454,139	151,026	218,558	823,724	180,382	1,004,106	—	1,004,106
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	30,977	30,977	(30,977)	—
計	454,139	151,026	218,558	823,724	211,359	1,035,083	(30,977)	1,004,106
営業費用	435,076	138,564	176,505	750,146	193,509	943,656	(30,963)	912,692
営業利益	19,062	12,462	42,053	73,577	17,849	91,427	(14)	91,413

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	255,863	31,098	25,699	33,538	346,200	—	346,200
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,871	12,482	295	3,591	20,241	(20,241)	—
計	259,735	43,581	25,994	37,130	366,441	(20,241)	346,200
営業費用	226,252	42,776	25,081	35,537	329,648	(20,042)	309,606
営業利益	33,482	804	912	1,593	36,792	(199)	36,593

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	733,652	92,513	77,107	100,833	1,004,106	—	1,004,106
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	13,908	35,479	773	11,937	62,098	(62,098)	—
計	747,561	127,992	77,880	112,770	1,066,205	(62,098)	1,004,106
営業費用	667,727	124,414	74,341	108,166	974,649	(61,956)	912,692
営業利益	79,834	3,577	3,539	4,604	91,555	(141)	91,413

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	33,805	26,755	32,111	92,672
II 連結売上高（百万円）				346,200
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.8	7.7	9.3	26.8

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	103,023	80,234	96,013	279,271
II 連結売上高（百万円）				1,004,106
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.2	8.0	9.6	27.8

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア

(2) 米州：米国、カナダ、メキシコ

(3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,067.66円	1株当たり純資産額	1,070.67円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	101.12円	1株当たり四半期純利益金額	40.70円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	101.08円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	40.69円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	54,209	21,817
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	54,209	21,817
期中平均株式数(千株)	536,108	536,038
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	217	171
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 中間配当

平成20年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………15,023百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………28円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月1日

(注) 平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者または信託財産の受託者に対し、支払いを行います。

(2) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(3) 訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

花王株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。